

返戻金率

採用決定者が就業開始後（入社日を起算日とする）、自己都合による退職もしくは、採用決定者の責による解雇（退職日もしくは解雇日（以下あわせて「退社日」という。）を算定日とする）となった場合（以下「退社等」という。）、求人企業は株式会社Emunitasに対し、書面又は電子メールにて退社日の翌月末日までに退社等の事実を通知するものとし、株式会社Emunitasは、当該通知が為された場合、報酬の一部を下記各号のとおり返還する。ただし、退社等が求人企業の責に帰すべき事由に起因する場合はこの限りではない。

(1)入社日から起算して退社日が1か月以内の場合：報酬の80%

(2)入社日から起算して退社日が1か月超3か月以内の場合：報酬の50%

(3)入社日から起算して退社日が3か月超6か月以内の場合：報酬の20%